

平成 18 年度事後評価シート（平成 17 年度に実施した施策）

施策番号	- 4	評価年月	平成 18 年 4 月
施策名	土壌環境の保全	担当部局	水・大気環境局
		評価者	土壌環境課長 鍋木 儀郎

施策の位置づけ

第二次環境基本計画における位置づけ(第3部)			平成 17 年版環境白書における位置づけ(201ページ以降)		
政策(章)	2 章	環境保全施策の体系	政策(章)	3 章	水環境、土壌環境、地盤環境の保全
施策(節)	1 節	3 水環境、土壌環境、地盤環境の保全	施策(節)	6 節	土壌環境の安全性の確保
その他関連する個別計画		-			

環境白書内「平成 17 年度環境の保全に関する施策」より該当箇所を記載

施策について

施策の目標	<p>< 施策の概要及び求める成果 > 科学的な知見の集積等に伴い、土壌の汚染に係る基準の設定、見直しを進めるとともに、土壌汚染による環境リスクを適切に管理し、国民の安全と安心を確保する。</p>				
予算動向		H15 年度当初	H16 年度当初	H17 年度当初	< 備考 > 環境監視に係る国庫補助金を平成 16 年度限りで廃止した。
	金額(単位:千円)	2,348,332	1,950,179	853,990	
	一般会計	2,348,322	1,950,179	853,990	
	特別会計	0	0	0	

施策の目標に対する総合的な評価

	<p>農用地の土壌の汚染防止等に関する法律、土壌汚染対策法、ダイオキシン類対策特別措置法に基づき着実に対策を推進し、農用地、市街地及びダイオキシン類に係る土壌汚染対策地域についての指定解除等が進み、目標達成に向け進展があった。</p> <p>国民の土壌汚染問題への不安を解消すべく、土壌汚染対策基金によるリスクコミュニケーションセミナーを開催(H16、17 実施)し、企業や自治体の各々の立場からのリスクコミュニケーションの重要性について理解を得ることができ、一定の成果を得たが、リスクコミュニケーションに関する土地所有者等の不安から低未利用となっている土地や土地流動化の阻害が残る等その成果は十分ではない。</p> <p>土壌汚染対策法制定時に附帯決議された油汚染土壌対策のガイドラインを策定して公表し、施策の進展に寄与した。</p> <p>射撃場に係る鉛汚染対策ガイドラインの検討に着手することにより、射撃場周辺住民の鉛汚染の不安解消に向けた取り組みが進展した。</p> <p>土壌汚染対策法の成立により地方公共団体の側でも条例を整備し条例に基づく調査が増えたり、土地取引や再開発等を契機に自主的な調査等が増えるというような波及効果があった。これにより大都市圏を中心として土壌汚染の調査数等(調査事例 H13 年度 290 件、14 年度 652 件、15 年度 701 件)が増加した。</p> <p>土壌汚染対策技術の評価・普及を進め、一定の成果を得たが、土地所有者等からはさらなる技術開発の促進に加えて優良な事業者を選択する情報の提供が求められており、その成果は十分ではない。</p>
--	---

残された課題・新たな課題

	<p>国内外の食品中カドミウム基準見直しの動向を踏まえ要対策農用地指定要件の改正等を行う準備を進める。</p> <p>国民の安心を確保するうえで基本となるリスクコミュニケーション推進体制の整備。</p> <p>特に大都市圏で大量発生する掘削汚染土壌の適正な処理の実施の促進。</p> <p>土壌汚染対策技術開発の促進とともに、土地所有者等が安心して発注できる対策業者等の判断の目安の検討。</p> <p>油汚染対策ガイドラインのフォローアップ、及び射撃場周辺住民の不安解消。</p>
--	---

今後の取組

	<p>現在進めている要対策農用地指定要件の改正等の準備を引き続き行うとともに、効率的、経済的な農用地調査方法の検討を進める。</p> <p>現在進めている土壌試験方法の検討、対策技術等の開発促進、優良事業者の判断の目安の検討などを進めるとともに、国民が安心して生活できる国づくり、都市づくりを進めるため、リスクコミュニケーション・育成・活用の仕組みづくり、大都市圏を中心に発生する掘削汚染土壌の適正処理体制の整備などの施策を総合的に推進する。また、そのために必要な推進体制の強化を図る。</p> <p>土壌汚染対策の基本となる自然由来の土壌中重金属等の情報や、土壌環境事業に携わる事業者への情報などの整備を進める。</p> <p>油汚染対策ガイドラインのフォローアップと射撃場ガイドラインの策定を進める。</p>
--	--

施策の方向性		施策の改善・見直し
	-a	施策の重点化等
	-b	施策の一部の廃止・完了・休止・中止
		取組みを引き続き推進
		施策の廃止・完了・休止・中止
		機構要求を図る
	定員要求を図る	

今後の施策の方向性	予算要求等への反映	-a
	機構・定員要求への反映	

当該施策の中の下位の目標及び指標等

下位目標 1		農用地の土壤汚染対策を着実に推進する。				
指標の名称		農用地土壤汚染対策地域の指定解除率 (参考)農用地土壤汚染対策地域の指定面積(累計) (参考)農用地土壤汚染対策地域の指定解除面積(累計) (参考)農用地土壤汚染対策地域数(年度末) (参考)農用地土壤汚染対策地域全解除数(累計)				
指標年度・単位	単位	H14 年度	H15 年度	H16 年度	目標値	H - 年度
指標	%	77	85	85		100
	ha	6,275	6,276	6,376		-
	ha	4,838	5,337	5,390		-
	地域	19	17	17		-
	地域	49	51	52	-	
目標を設定した根拠等	基準年	-	基準年の値	-		
	根拠等	農用地の土壤の汚染防止等に関する法律第 3 条第 1 項(対策地域の指定)及び第 4 条第 1 項(対策地域の区域の変更等)				
達成状況	平成 16 年度は、1 地域 53ha で対策が完了し、指定が解除された。一方、汚染状況の把握が進み、新たに 1 地域 100ha の指定が行われた。その結果、指定解除率は 85% のままであるが、対策も着実に進展し、新たな地域指定も行われ、法の効果が発揮された。					

下位目標 2		市街地等の土壤汚染対策を着実に推進する。				
指標の名称		土壤汚染対策法に基づく、措置の必要な指定区域における措置等の実施率 (参考)土壤汚染対策法に基づく指定区域として指定された数(年度別) (参考)汚染の除去により指定区域が解除された数(累計)				
指標年度・単位	単位	H15 年度	H16 年度	H17 年度	目標値	H - 年度
指標	%	100	100	100		100
	区域	21	43	47		-
	区域	4	26	50	-	
目標を設定した根拠等	基準年	-	基準年の値	-		
	根拠等	土壤汚染対策法第 5 条(指定区域の指定等)				
達成状況	土壤汚染対策法の指定区域のうち、人の健康被害を防止するための措置を要するところは全て措置が実施され、あるいは具体的な措置の検討が行われ、法の効果が発揮された。また、新たな指定を要する区域も調査の結果着実に判明し指定された。なお、指定区域における措置としては、覆土等指定解除につながらない方法も措置の基準として定められている。各般の措置のうち最も費用のかかる掘削除去等の指定解除を目標とした汚染の除去もかなり進展した。					

下位目標 3		ダイオキシン類による土壤汚染対策を着実に推進する。				
指標の名称		ダイオキシン類土壤汚染対策地域の指定解除率 (参考)ダイオキシン類土壤汚染対策地域の指定面積(累計) (参考)ダイオキシン類土壤汚染対策地域の指定解除面積(累計) (参考)ダイオキシン類土壤汚染対策地域数(年度末) (参考)ダイオキシン類土壤汚染対策地域解除数(累計)				
指標年度・単位	単位	H15 年度	H16 年度	H17 年度	目標値	H - 年度
指標	%	0	0	50		100
	m ²	5,295	5,637	19,047		-
	m ²	0	0	5,272		-
	地域	2	3	2		-
	地域	0	0	2	-	
目標を設定した根拠等	基準年	-	基準年の値	-		
	根拠等	ダイオキシン類対策特別措置法第 29 条(対策地域の指定)、第 30 条(対策地域の区域の変更等)				

達成状況	ダイオキシン類対策特別措置法第 29 条に基づく対策地域は、平成 16 年度までに 東京都大田区、和歌山県橋本市、香川県高松市で指定されていたが、うち、 の 2 地域で対策が完了し、指定が解除された。一方、平成 17 年度は東京都北区で 4 件目の指定(指定面積 13,410m ²)がなされ、そのため要対策面積でみた指定解除率については 28%である。このように法の効果は着実に発揮されているが、新規指定区域の指定解除に向けた取り組みが必要である。
------	---

評価・分析（必要性・有効性・効率性等の観点から簡潔に分析）

<p>【必要性】 土壌汚染は典型 7 公害の一つであり、国民の健康の保護や生活環境の保全の観点から、土壌環境の保全は極めて重要な施策であり、公益性も極めて高い。 本件施策については、農用地の土壌の汚染防止等に関する法律、土壌汚染対策法、ダイオキシン類対策特別措置法によりその対策が体系的に整理されており、官民の役割分担も整理されている。</p> <p>【有効性】 農用地土壌汚染対策については、平成 16 年度に、1 地域で対策事業が完了し、対策地域の指定が解除されており、対策が着実に実施されている。 環境基準等の設定について、データ収集及び実態調査の実施により一定の知見が集積された。 市街地等土壌汚染対策についても、土壌汚染対策法に基づく調査の実施など着実に事業が実施されている。 ダイオキシン類土壌汚染対策については、平成 17 年度、2 地域で対策が完了し、対策地域の指定が解除されており、対策が着実に実施されている。</p> <p>【効率性】 農用地土壌汚染については汚染が広域的であることから、公的に対策事業を実施することが適当であり、地方公共団体が常時監視に努め、汚染地域を的確に把握して適切な対策を実施することにより、効率的に土壌汚染対策が図られている。 市街地等の土壌汚染対策については、汚染の範囲が比較的局所的であり、私有財産である土地を対象とするものであることから、まず、汚染の有無を把握するための調査は、土地の状態につき責任を有し、また、調査を行うために必要な土地の掘削等に関する権原を有する土地所有者等が行うこととした。そして、汚染が判明し措置が必要な場合には、汚染者負担の原則に則り、汚染原因者に実施を求めることとなっている。このような仕組みから、土地所有者等が必要とする安価な技術開発や、法対象ではない油臭等の対策の考え方が強く求められていたが、それらについての技術指針の提供も進んだ。一方、指定区域の解除を目的としない覆土や舗装などの対策措置も措置の基準に適合している事例であるにもかかわらず、周辺住民のリスクコミュニケーションの難しさもあり、費用がかかる掘削除去が行われる事例もあると言われており、より合理的な対策手法の選択を容易にすることで効率性向上を図る必要がある。 ダイオキシン類土壌汚染については汚染が比較的広域に及び、人の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあることから、公的に対策事業を実施することが適当であり、地方公共団体が常時監視に努め、汚染地域を的確に把握して適切な対策を実施することにより、効率的に土壌汚染対策が図られている。</p>

特記事項

<p>< 昨年からの変更点 > 国民に対して、よりわかり易い政策評価を行うようにする観点から、以下のとおり下位目標、指標及び参考指標を見直した。 下位目標 1 においては、農用地土壌汚染対策地域に係る指定地域数、全解除数を新たに参考指標とし、対策の達成状況をより明らかにした。 下位目標 2 においては、土壌汚染対策法に基づく指定区域に係る内容(措置等の実施率など)を指標及び参考指標として新たに設定し、対策の達成状況をより明らかにした。 下位目標 3 においては、ダイオキシン類土壌汚染対策地域に係る指定地域数、全解除数を新たに参考指標とし、対策の達成状況をより明らかにした。</p> <p>< 内閣としての重要施策等 > -</p>

予算事項（事務事業）について

当該施策に関する主な政策手段等（法律・税制等）				
土壤汚染対策法(平成 14 年法律第 53 号) 農用地の土壤の汚染防止等に関する法律(昭和 45 年法律第 139 号) ダイオキシン類対策特別措置法(平成 11 年法律第 105 号)				
下位目標 番号	関連する予算事項名及びその予算額(千円)	関連する予算事項名及びその予算額(千円)		
		H17 当初	H18 当初	H19 反映
1	土壤汚染環境基準設定等調査費(農用地)	40,819	35,159	
	カドミウム新基準対応費	20,000	18,046	×
	農用地土壤汚染対策地域指定促進調査費	-	10,000	
	農用地土壤環境調査手法検討費	-	-	新
2	土壤汚染環境基準設定等調査費(市街地)	113,138	115,670	
	市街地土壤環境保全対策検討費	3,309	8,635	
	市街地土壤汚染調査・対策技術検討調査費	305,490	265,017	
	優良土壤環境事業普及促進費	-	15,241	
	土壤環境リスクコミュニケーターの登録・研修等事業	-	-	新
	土壤環境保全総合対策推進費補助	5,000	-	-
3	土壤汚染環境基準設定等調査費(ダイオキシン)	26,020	20,000	
	ダイオキシン類土壤汚染調査・測定技術検討調査費	-	15,000	
	ダイオキシン類汚染土壤浄化技術等確立調査	240,214	163,278	
	ダイオキシン類土壤汚染対策費補助	100,000	720,374	
	ダイオキシン類土壤汚染対策検討調査	-	-	新

終期を迎えた予算事項についての分析・検証

予算事項 番号	分析・検証	今後の対応策
1-	予定の終期どおり。	1- へ移行する。

<別紙> 政策効果把握の手法及び関連指標

施策番号 及び施策名	- 4 土壌環境の保全	下位目標 1
指標名	農用地土壌汚染対策地域の指定解除率 (参考) 農用地土壌汚染対策地域の指定面積(累計) (参考) 農用地土壌汚染対策地域の指定解除面積(累計) (参考) 農用地土壌汚染対策地域数(年度末) (参考) 農用地土壌汚染対策地域全解除数(累計)	
指標の解説	農用地の土壌の汚染防止等に関する法律第 3 条により指定された農用地土壌汚染対策地域の指定解除率(/) 農用地の土壌の汚染防止等に関する法律に基づき農用地土壌汚染対策地域に指定された地域の累積面積 対策事業が完了し対策地域の指定が解除された累積面積 当該年度末に農用地土壌汚染対策地域に指定されている地域数(一部が指定解除された地域を含む) 農用地土壌汚染対策地域の指定が全解除された地域数の累計	
評価に用いた 資料等	農用地土壌汚染防止対策の概要(平成 17 年 12 月)(公開)	



指標に影響を 及ぼす外部要因	FAO/WHO 合同食品規格委員会において食品中のカドミウムの基準値が検討されているほか、食品安全委員会が厚生労働省の諮問を受けてカドミウム摂取について検討を行っており、農用地土壌汚染対策地域の指定要件と密接に関連する。
-------------------	--

施策番号 及び施策名	- 4 土壌環境の保全	下位目標 2
指標名	土壌汚染対策法に基づく、措置の必要な指定区域における措置等の実施率 (参考) 土壌汚染対策法に基づく指定区域として指定された数(年度別) (参考) 汚染の除去により指定区域が解除された数(累計)	
指標の解説	土壌汚染対策法第 5 条に基づき指定された区域(指定区域)のうち、土地の現況や利用方法等からみて、人の健康被害を防止するために新たに汚染の除去等の措置を講ずることが必要であることが判明したものについて、必要な措置が実施され、又は具体的措置の検討が行われている区域の割合 指定区域として指定された区域数 土壌の特定有害物質に係る汚染の除去等の措置のうち、掘削除去又は原位置浄化による土壌汚染の除去が行われ、指定基準に適合する状態となったことから、区域の指定が解除された区域数の累計	
評価に用いた 資料等	土壌汚染対策法に基づく指定区域台帳(公開)	



指標に影響を 及ぼす外部要因	-
-------------------	---

施策番号 及び施策名	- 4 土壌環境の保全	下位目標 3
指標名	ダイオキシン類土壌汚染対策地域の指定解除率 (参考)ダイオキシン類土壌汚染対策地域の指定面積(累計) (参考)ダイオキシン類土壌汚染対策地域の指定解除面積(累計) (参考)ダイオキシン類土壌汚染対策地域数(年度末) (参考)ダイオキシン類土壌汚染対策地域解除数(累計)	
指標の解説	ダイオキシン類対策特別措置法第 29 条に基づき指定されたダイオキシン類土壌汚染対策地域の指定解除率($\frac{\text{解除面積}}{\text{指定面積}}$) ダイオキシン類対策特別措置法に基づきダイオキシン類土壌汚染対策地域に指定された地域の累積面積 対策事業が完了し対策地域の指定が解除された累積面積 当該年度末にダイオキシン類土壌汚染対策地域に指定されている地域数 ダイオキシン類土壌汚染対策地域の指定が解除された地域数の累計	
評価に用いた 資料等	ダイオキシン類に係る環境調査結果(公開) ダイオキシン類対策特別措置法 施行状況(公開) ダイオキシン類対策特別措置法に基づく対策地域の指定の報告(非公開)	



指標に影響を 及ぼす外部要因	-
-------------------	---